

自己施行申請の手続きが一部変更されます。

平成21年1月1日から、開発行為等に伴う自己施行について、「開発行為に伴う上水道給水願い」を廃止して、宅地開発行為計画協議の中で調整をすることになります。よって、開発行為の事前協議において、「給水計画平面図」の提出をお願いします。